

○財務省告示第八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年十二月十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号

利付国庫債券（十年）（第三百十
三回、第三百十四回、第三百十
五回、第三百十六回、第三百十
九回、第三百二十二回、第三百
三十二回及び第三百三十六回）、
利付国庫債券（二十年）（第二十
八回、第四十九回、第五十二回、
第五十五回、第五十七回、第五
十八回、第六十五回、第六十六
回、第七十一回、第七十二回、
第七十八回、第八十一回、第八
十三回、第九回、第九十四回、第
九十七回、第九十九回、第一百
零二回、第一百零九回、第一百
一十回、第一百一十七回、第百
一十五回）及び利付国庫債券（三
十年）第二回
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その

二 発行の根拠

法律及びそ

三 振替法の適

用等

四	五	六	七	八	九	十 十一	十二 十三
発 行 方 法	募 入 決 定 の 方 法	発 行 額	払 込 金 額	最 低 額 面 金	振 替 単 位	発 行 行 日 格 格	利 率 の 経 過 払 込 み
振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回り）に、応募した者が加算す る。値をいう。次に、おいて同 じ。を競争に付して行われる入 札に、よる発行のち、利回り格差の 各申込みの、うち、応募額を順次 さ。い。も。の。か。ら。そ。の。応。募。額。を。順。次。 割り当て。る。から。その。応募額を順次 額面金額で、四、千、九、百、八十、億、円 五、千、四、百、八、十、七、億、七、千、四、百、八、万	五、千、四、百、八、十、七、億、七、千、四、百、八、万	五、千、四、百、八、十、七、億、七、千、四、百、八、万	五、千、四、百、八、十、七、億、七、千、四、百、八、万	五、千、四、百、八、十、七、億、七、千、四、百、八、万	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。〇。	平成二十七年十二月十四日 発行対象国債ごとに、額面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額	（別表のとおり） 者は、払込金額に、加え、次の 算式により算出した金額を、 払込期日に払い込むものとす る。

$$\frac{1 + \left(\frac{\text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100} \times \text{残存年数}$$

（（利 第二付 五十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 七）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 五）庫 回）債 券）	（（利 第二付 五十年 二）庫 回）債 券）	（（利 第二付 四十年 九）庫 回）債 券）	（（利 第二付 四十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第六十 回三年 ）百）庫 三）債 十）券	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 三）債 十）券	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 二）債 十）券	（（利 回第十 ）三年 百）庫 十）債 九）券	（（利 回第十 ）三年 百）庫 十）債 六）券
一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 五 %	〇 ・ 五 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 九 %	一 ・ 一 %	一 ・ 一 %
日年平 九成 月三 二十四	日年平 六成 月三 二十四	一年平 日三成 月三 二十四	一年平 日九成 月三 二十三	二年平 日三成 月三 二十三	十年平 日一成 日二 三月 十二 二十二	十年平 日一成 日二 三月 十六 二十六	十年平 日一成 日二 三月 十五 二十五	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日一成 日二 三月 十二 二十三	日年平 六成 月三 二十三
四 十 五 億 円	七 億 円	十 七 億 円	三 十 一 億 円	五 百 億 円	五 百 一 億 円	二 十 八 億 円	十 七 億 円	二 百 九 億 円	五 千 三 百 八 十 億 円	円百 八十 一 億

（利付第二十年国库債券）	（利付第二十年国库債券）	（利付第十九年国库債券）	（利付第十九年国库債券）	（利付第十九年国库債券）	（利付第十九年国库債券）	（利付第十八年国库債券）	（利付第十八年国库債券）	（利付第十七年国库債券）	（利付第十七年国库債券）	（利付第十六年国库債券）	（利付第十六年国库債券）
二・四%	二・二%	二・一%	二・二%	二・一%	二・〇%	二・二%	二・三%	二・一%	二・二%	一・八%	一・九%
平成二十四年六月二十日	平成二十四年三月二十日	平成二十九年十二月十日	平成二十九年三月二十九日	平成二十九年三月二十九日	平成二十九年三月二十九日	平成二十八年六月三日	平成二十八年六月三日	平成二十六年九月三日	平成二十六年六月三日	平成二十五年十二月十日	平成二十五年十二月五日
百十五億円	五十四億円	五十億円	八十億円	二十五億円	四十三億円	四十億円	二十五億円	二百二十六億	九億円	二十三億円	百六十億円

（（利 第三付 二十国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十五） ）債 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十二） ）債 券	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十） ）債 券	（（利 回第二付 百十国 十年庫 七） ）債 券	（（利 回第二付 百十国 十年庫 一） ）債 券	（（利 回第二付 百十国 十年庫 ） ）債 券	（（利 回第二付 百十国 九年庫 ） ）債 券
二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %
日年平 二成 月四 二十 十二	日年平 三成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十一	日年平 三成 月四 二十一	日年平 三成 月四 二十一
四十 億 円	十八 億 円	六十 一 億 円	百 五 億 円	十 一 億 円	百 四 十 億 円	十二 億 円	一 億 円